

令和3年5月12日

建設業労働災害防止協会  
大阪府支部支部長 殿

大阪労働局労働基準部健康課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（再注意喚起）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止については、令和2年11月6日付け「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（改正）」により通知しているところです。

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害は、5月から9月にかけて頻発したことから、今後夏期を迎えるにあたり、剥離剤を使用した塗料の剥離作業の場合、特に、

①作業場所をビニルシート等で隔離し、通風が不十分となる場合は、十分な換気を行うこと。

②作業者に体調不良等が生じた場合にすぐに必要な対応が行えるよう、常時作業者の状況を把握できるような体制を確保すること。

を重点に、改めて傘下会員事業場等の関係事業者に対して注意喚起いただきますようよろしくお願い申し上げます。